相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区上野五丁目九番地、最後の住所東京都杉並区本天沼三丁目三二番一三号　被相続人　亡　嶋崎　君榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　東京都千代田区九段南四丁目六番九号土屋ビル三階あさぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市柚木町二丁目三五八番地一、最後の住所東京都青梅市柚木町二丁目三五八番地の一　被相続人　亡　山田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市高津区溝口二丁目二四一番地、最後の住所川崎市高津区溝口二丁目一〇番一六号　被相続人　亡　臼田登美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　神奈川県川崎市高津区溝口一丁目一九番一一号グランデール溝ノ口七〇三号　相続財産管理人　弁護士　松岡　宏祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市本町一丁目一六番地二、最後の住所富山県魚津市吉島一〇〇五番地七　被相続人　亡　上田　時男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　富山市堀端町二番二号　相続財産管理人　山本　尚宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市東山二丁目九五番地、最後の住所愛知県名古屋市天白区植田山一丁目二〇三番地（植田山ＤＳ・１マンション三〇一号）　被相続人　亡　木谷　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　石川県金沢市尾張町一丁目五番二五号敦賀法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中澤　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市城東三丁目二三八番地、最後の住所山梨県甲府市城東三丁目一六番一六号　被相続人　亡　小佐野總一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　山梨県甲府市中央四丁目三番一九号櫻商事ビル三階關野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　關野　文士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県富士吉田市下吉田八丁目二七五一番地、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖町船津五二〇四番地二河口湖ケアビレッジ　被相続人　亡　渡邊　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　山梨県都留市つる一丁目一番一号大国屋ビル二階富士の風総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　倉内　信崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所岐阜県岐阜市梅ケ枝町三丁目四九番地　被相続人　亡　段　萍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　岐阜市金町一丁目四番地朝日生命ビル三階　戸野部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸野部勝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞穂市本田二〇五二番地一、最後の住所岐阜県瑞穂市本田二〇五二番地一　被相続人　亡　吉田　英正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　事務所岐阜市明徳町一〇番地杉山ビル二階アール市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　黒宮　崇宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市南瓦町一〇七番地、最後の住所愛知県豊橋市忠興三丁目一二番地の一四　被相続人　亡　大谷　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　愛知県豊川市中央通四丁目一九番地　相続財産管理人　弁護士　奥田　綾一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市竹谷町江畑五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中島千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　愛知県豊橋市前田南町一丁目一五番地二五　相続財産管理人　菅生　剛弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市中央一丁目三〇二番地、最後の住所京都市西京区山田平尾町四六番地ライフイン京都九〇三号　被相続人　亡　小林　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日　事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地　弘希ビル三階　弁護士法人弘希総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　辻村　英介

第33期決算公告

平成29年4月25日

秋田県男鹿市船越字内子89番地
株式会社アマノ
代表取締役　天野　良喜

貸借対照表の要旨
（平成29年2月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,994,834	流動負債	1,235,356
固定資産	2,691,416	固定負債	1,338,582
繰延資産	0	株主資本	2,112,312
		資本金	40,000
		資本剰余金	0
		利益剰余金	2,072,312
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	2,062,312
		（うち当期純利益）	（147,404）
資産合計	4,686,250	負債・純資産合計	4,686,250